

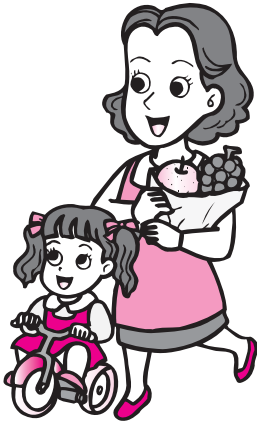
# 児童扶養手当制度について

児童扶養手当制度は、次のような制度です。

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童（父が重度の障害にある児童を含む。）を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けることができる人は、18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または母親に代わってその児童を養育している人です。

この手当には、受給者本人または配偶者、扶養義務者の所得制限があります。



## ■申請に必要な書類

- 認定請求書
- 請求者と対象児童の戸籍謄本
- 外国人の方は残留資格の明記された登録済証明書
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- 年金手帳
- 福祉用所得証明書
- 1月1日に一宮町に住所がなかった方は提出が必要ですよ。
- 請求者の銀行通帳
- 認印

※このほか、養育している児童と別居している場合など必要に応じて提出していただく書類があります。

## ■認定請求書などの用紙は保健センターにあります。

### ■問合せ

一宮町保健センター内  
福祉健康課 福祉係  
☎ 42-1431

☆ほかに千葉県では、母子家庭などを対象とし、修学資金を始め13種類の貸付制度があります。  
詳しくは、福祉健康課 福祉係へお問合せください。

## 一社会保険庁からのお知らせ

# 「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

### ○緑色の封筒でお届けします。

- ・年金を受けておられる方 = 本年4月から5月までの間
- ・現役加入者の方 = 本年6月から10月までの間

### ○年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

**【年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)】** 13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

### ○まわりの方にも呼びかけてください。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

- ・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意願います。
- ・まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。
- ・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。

## ご質問・お問い合わせは

### ○「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時  
第2土曜日：午前9時～午後5時

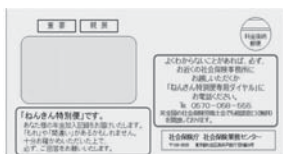
0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

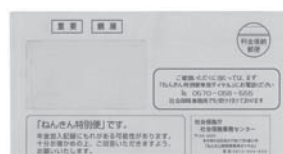
※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

### ○お近くの社会保険事務所・年金相談センター

※都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。  
※詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>)まで。



4月から10月の緑色の封筒



3月までの青色の封筒